

## [事案 29-181] がん診断給付金等支払請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

がん責任開始日前のがん診断確定を理由に契約無効とされたことを不服として、契約無効の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 28 年 5 月に契約したがん保険について、以下の理由により、契約無効を取り消して、がん診断給付金等を支払ってほしい。

- (1) A 病院でのがん診断確定日は、がん責任開始日後であった。
- (2) 募集人から、契約を解除され、給付金等が支払われないことがあるとの説明を受けていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、がん責任開始日前に、B 病院においてがんの診断確定を受けている。
- (2) 募集人は、いかなる事情によっても契約が有効に継続することや、給付金請求をすれば必ず給付金が支払われることなどを保証する趣旨の説明はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況や申立人の治療状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人はがん責任開始日前に B 病院でがんと診断確定されていたと判断でき、また募集人の不適切な説明も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。